

ユースケース（ 災 害 ）

p1～p10 「番号を利用した被災者支援」（崎村委員作成）

p11～p21 災害時の安否確認（實川委員作成）

p22～p25 震災時の復旧・復興対応に係る「番号」活用等のアイデアについて（中上委員作成）

p26～p30 災害時のユースケース（鈴木委員作成）

p31～p32 災害時の対応に係る「番号」活用等のユースケース（吉本委員作成）

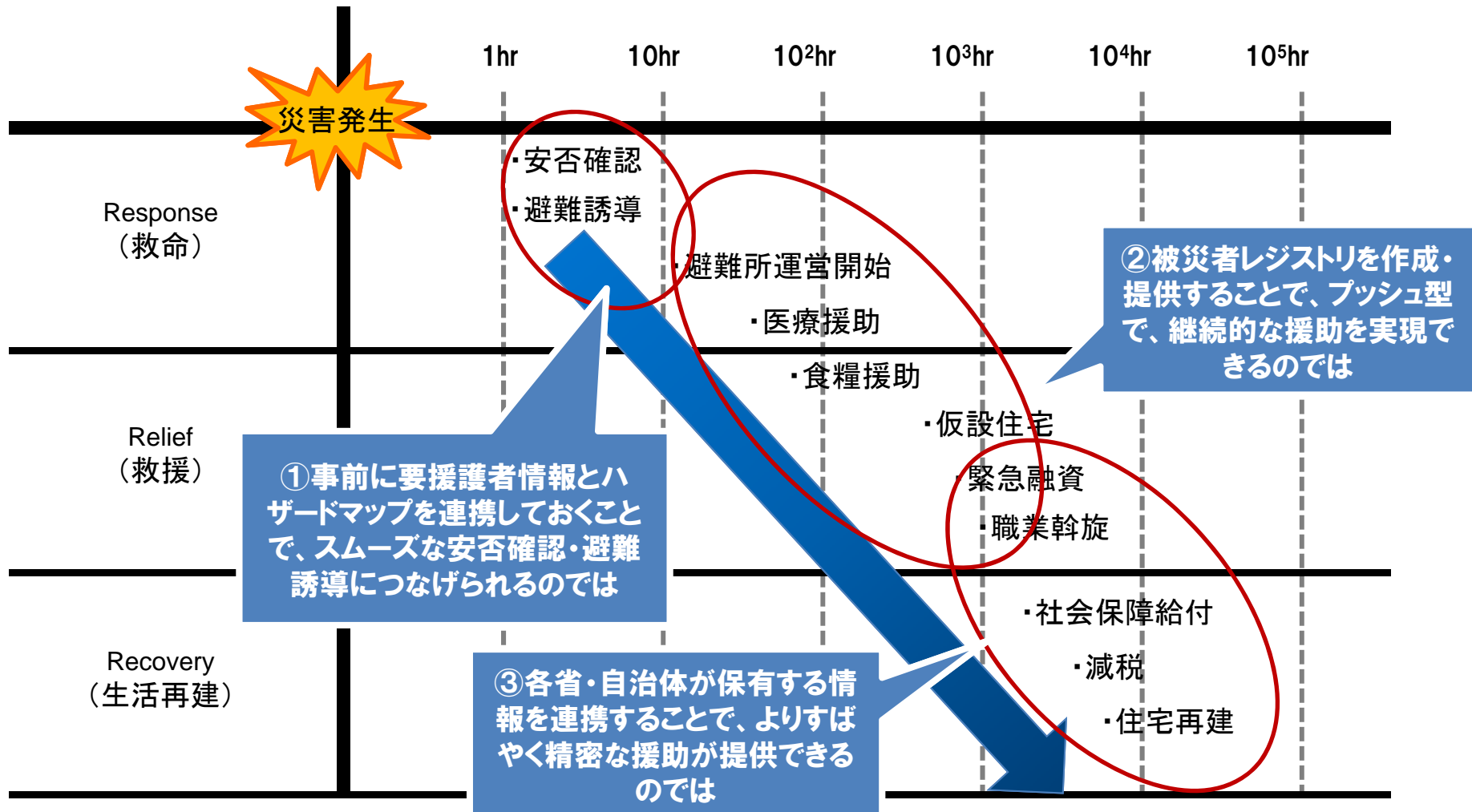
P33～p37 災害時における「番号」活用ユースケース（宮坂委員作成）

「番号を利用した被災者支援」

2011年 4月12日

情報連携基盤技術WG構成員 崎村夏彦

被災者支援のフェーズ



(出展)平成20年度 首都直下地震 防災・減災特別プロジェクト「被災者台帳を用いた統合的な生活再建支援」を一部改変
http://www-drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/medi/data_public/20090227_results01/090227hayashi_team3.pdf (参考文献①)

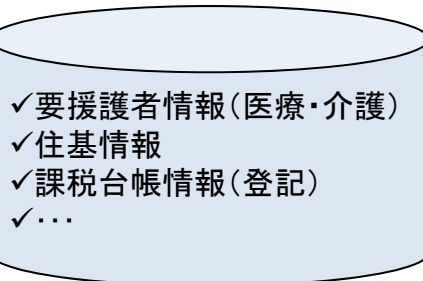
①要援護者情報とハザードマップの連携

課題・仮説

各自治体では、防災部局がハザードマップを作成・公開している（例えば水害が起きた場合にどこが何メートル程度浸水するなど）。このハザードマップに要援護者となりうる可能性の高い人たちの情報を重ねることで、より迅速で適切な対応が取れるのではないか



+



⇒

・だれを優先的に避難させる必要があるか
・どこへ避難させるのが有効か
・だれがその誘導、世話をするのか
があらかじめ検討可能になり、緊急時にすぐに機能する体制を構築できる

(参考) 同志社大学社会学部教授 立木 茂雄氏

「災害時における要援護者対応の今後のあり方」国民生活センター 2006年1月号『国民生活－(特集:災害への備えと地域社会にもとめられるもの)』(参考文献②)

「災害時要援護者の個別避難支援プラン策定に向けて求められること」総務省消防庁 災害時要援護者の避難対策に関する検討会 第一回資料(参考文献③)

対応

防災部局と保健、福祉、医療関係部局の情報共有が必要だが、システムの的には名寄せが、制度的には個人情報保護条例が大きな壁となっている。

○システム課題

住基情報、課税台帳、医療情報を重ね合わせるための「キー」が存在しないため、重ね合わせに労力がかかる。「番号」のようなキーがあれば、このような連携が容易になるのではないか

○制度課題

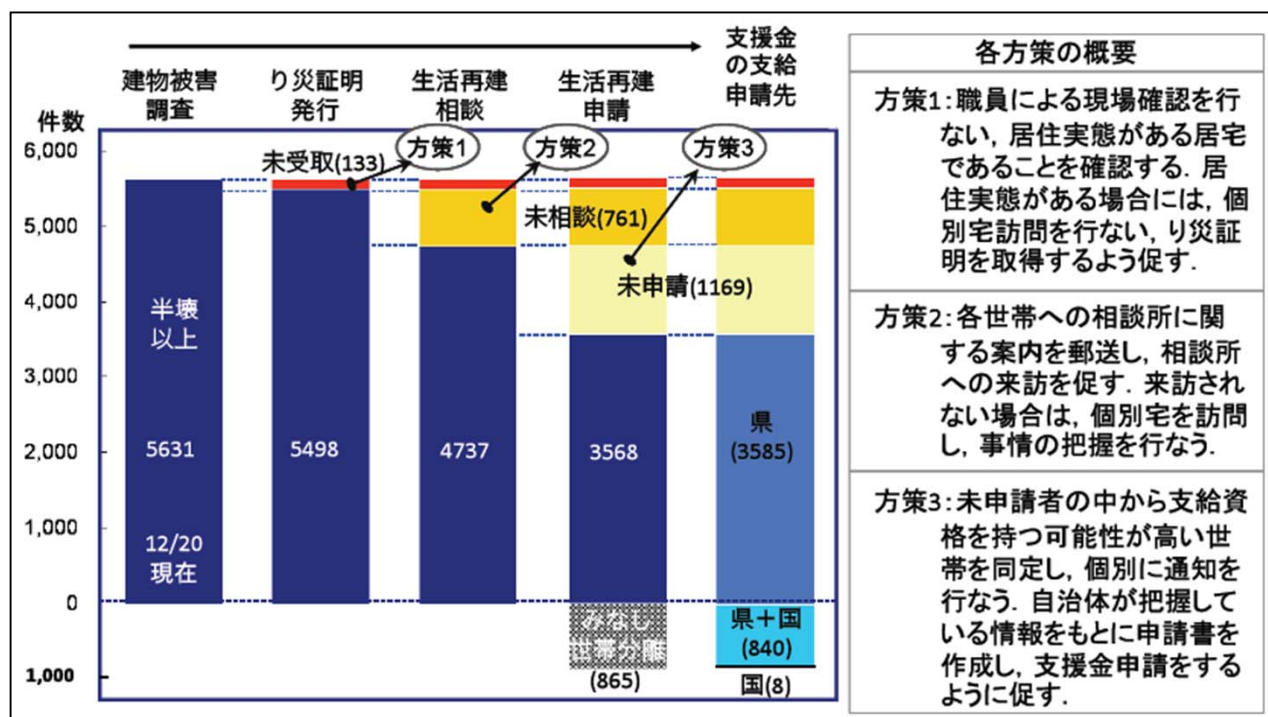
情報共有への同意については、「手上げ方式」では2割程度、「民生委員による同意取得」では8割程度の同意しかえられない。どの自治体でも災害のための個人情報共有については許可されるようにすべきではないか。

ただし、必要なのは自治体内部での情報連携が主であるため、「番号」と「制度」があればよく、情報連携基盤は必ずしも必要ではない可能性がある(連携範囲による)

②被災者レジストリによる継続的かつプッシュ型の援助の実現

課題・仮説

被災者は住居を失い、さまざまな施設・自治体を渡り歩くことになる場合がある。迅速に被災者レジストリを作成し、どのような場所においても、継続的、かつプッシュ型で援助の手を差し伸べることが重要なのではないかと。またこの被災者レジストリを各台帳と付け合わせることで、シームレスに被災者の生活再建へとつなげられるのではないかと。



単純に被災証明を発行するだけでは、被災者は支援を受けない・受けられない可能性がある

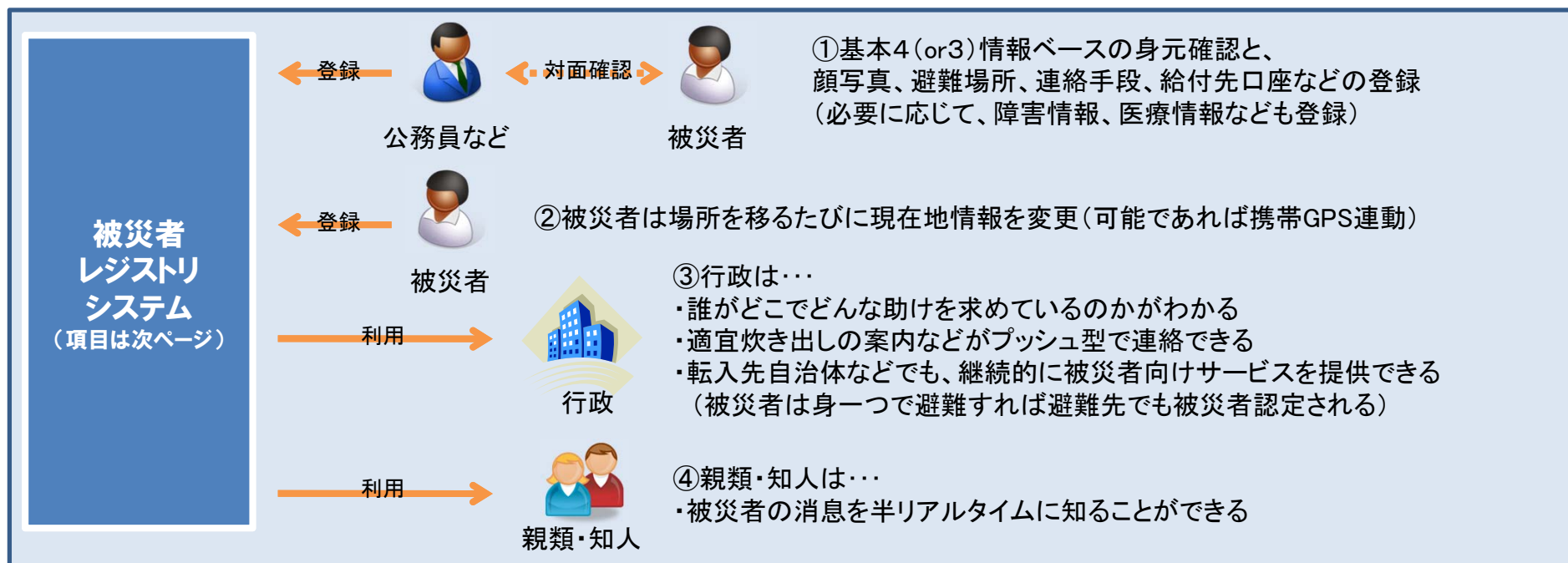
(出展) 平成20年度 首都直下地震 防災・減災特別プロジェクト「被災者台帳を用いた統合的な生活再建支援」
新潟大学災害復興科学センター 助教 井ノ口宗成氏(参考文献①)

②被災者レジストリによる継続的かつプッシュ型の援助の実現

対応

避難所等での身元確認により、写真と連絡手段を記載した被災者データベースを作成。

- ・写真により、身一つで他の自治体などに写った場合にも、被災者であることを証明できる
- ・住所以外の連絡手段(本人/代理人の電話、SMS、メール、Twitter、etc...)により、プッシュ型援助を実現できる



他の適用可能性

- 本人同意を前提として、民間にもレジストリを参照させることで、民間企業も被災者向けサービスを提供できるようになる。(緊急融資など)
- 各省庁・自治体のデータと連携することで、生活再建支援(社会保障給付、減税など)をスムーズに実施できる。
- 自治体や医療機関のデータと連動できれば、被災者の登録がなくとも、必要な物資を的確に援助できる(妊婦、乳児、透析…)
- 被災前に連絡手段を事前登録しておけば、行政からの安否確認、避難場所連絡に使える。
- 被災後閉じ込められた場合に所在を記載することで、救命ビーコンとして利用できる。
- 事前に生体情報(例:ハッシュ化DNA)が登録できれば、死亡時の身元確認にも使える。

各フェーズにおける情報連携の必要性

	関係機関	処理の順番・ユースケース記述 (紫字下線は情報連携基盤を利用する箇所)	情報連携基盤を経由するデータ
①要援護者情報と ハザードマップの連携	<ul style="list-style-type: none"> •各自治体 •医療・介護機関 •保険者 	<p><施設レベルのマクロな管理を行う場合></p> <p>A) 自治体職員(防災課)は、ハザードマップ(GIS)を作成する</p> <p>B) 自治体職員は、高齢者・障害者の住基情報を自治体システムから抽出し、(A)に重ね合わせる</p> <p>C) 自治体職員は、医療・介護施設情報と(A)を重ね合わせる</p>	<p><施設レベルのマクロな管理を行う場合></p> <ul style="list-style-type: none"> •なし
		<p><個人レベルのミクロな管理を行う場合></p> <p>A) 自治体職員(防災課)は、ハザードマップ(GIS)を作成する</p> <p>B) 自治体職員は、個別の要援護者情報(医療・介護・年金)を自治体システムと情報連携基盤から抽出する</p> <p>C) 自治体職員は、(B)の情報と住基情報を(A)に重ね合わせる</p>	<p><個人レベルのミクロな管理を行う場合></p> <ul style="list-style-type: none"> •医療・介護情報 <p>(自治体にデータがない場合のみ)</p>
②被災者レジストリによる 継続的かつプッシュ型の 援助の実現	<ul style="list-style-type: none"> •各自治体 •国 •民間団体 •電話会社※1 •金融機関※1 	<p>A) 自治体／国は、被災者レジストリシステムを作成する</p> <p>B) (一般国民は、任意で自己情報を事前登録する)</p> <p>C) 災害発生後、自治体職員は、住基を併用しながら被災者の身元確認を行い、レジストリへの情報を登録する※1</p> <p>D) 自治体／国／NGOは、レジストリ情報を元に援助を提供する</p> <p># 自治体／国／NGOは、必要があれば既存データベース(医療・介護)を情報連携基盤経由で連携し、支援物資の選定を行う</p> <p>E) 被災者が自治体を移動した場合は、移動先の自治体職員は、被災者レジストリの情報(写真など)を元に被災者認定を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> •医療・介護情報 <p>(自治体にデータがない場合のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> •電話番号契約者情報、口座情報 <p>(民間データも情報連携基盤を通す場合)</p>

※1 可能な人は連絡先や振込口座を登録する。

登録時、または、ある程度被災者が落ち着いた後で、電話番号契約者情報、口座情報、プロバイダ情報などを利用して、身元確認の精度をあげることも検討。

各フェーズにおける情報連携の必要性

	関係機関	処理の順番・ユースケース記述 (紫字は情報連携基盤を利用する箇所)	情報連携基盤を経由するデータ
③情報連携による精緻・迅速な生活再建支援	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体 国 民間団体 	<p><自治体が援助の提供主体となる場合></p> <p>A) 自治体は、<u>情報連携基盤の付番機能を使って、被災者レジストリに番号を付与する。または番号をクレンジングする※2</u></p> <p>B) 自治体は、<u>被災者レジストリと各種データ(課税台帳、医療・介護情報など)を照合</u>して、援助制度設計を実施する</p> <p>C) 自治体職員は、レジストリの「連絡先」を利用して、対象者に対する通知を行う。また、口座登録者には、口座への振込みを行う。</p>	<p><自治体が援助の提供主体となる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護情報 <p>(自治体にデータがない場合のみ)</p>
		<p><国が援助の提供主体となる場合></p> <p>A) <u>国は、情報連携基盤の付番機能を使って、被災者レジストリに番号を付与する。または番号をクレンジングする※2</u></p> <p>B) <u>国は、情報連携基盤を通じて被災者レジストリと各種データ(課税台帳、医療・介護情報など)を照合</u>し、援助制度設計を実施する</p> <p>C) 自治体職員は、レジストリの「連絡先」を利用して、対象者に対する通知を行う。また、口座登録者には、口座への振込みを行う。</p>	<p><国が援助の提供主体となる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者レジストリ情報 医療・介護情報 課税台帳情報

※2 フェーズ②において番号を利用する場合は、属性照合の“参考”としての利用が考えられる。
また、番号のクレンジングを迅速に行うことが可能であれば、フェーズ②の段階でこのプロセス(A)を実施する。

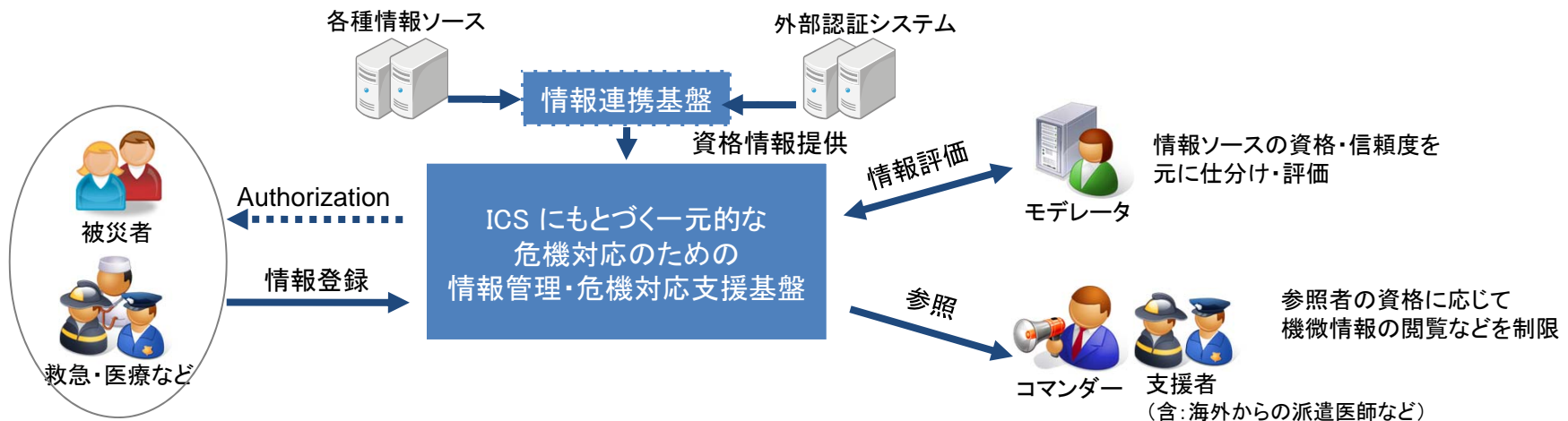
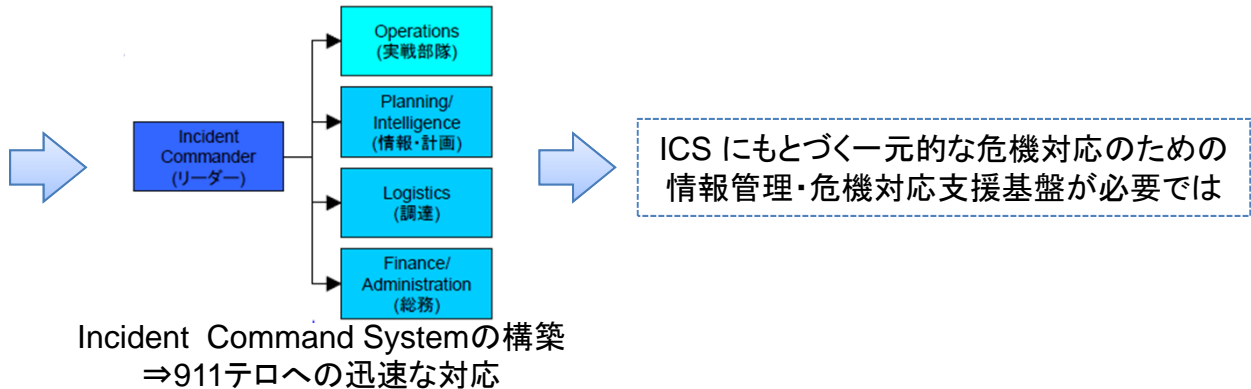
- 被災者レジストリと(特に国の)情報を迅速に連携するためには、情報連携基盤を通すデータを法で定義するのではなく、第三者機関が規定するほうが良いのではないか？(法は第三者機関の目的と責務を定義するのみとする)
- 今回力を発揮した民間の力をさらに活用するためにも、民間事業者がこのレジストリを利用できる制度作りが必要

(ご参考) Incident Command System (ICS)

H16 科学技術振興調整費「日本社会に適した危機管理システム基盤構築」より (<http://scfdb.tokyo.jst.go.jp/pdf/20031620/2005/200316202005rr.pdf>) (参考文献④)

米国の危機管理体制は、「どのような原因によって発生する危機に対しても効果的な危機対応を可能にする」ことを目的として、ICS(Incident Command System)の概念にもとづいて設計されている。ICS は米国だけでなく、英国、EU 諸国などの先進諸国や中南米諸国も採用しており、いわば世界の危機管理体制の事実上の世界標準となっている。わが国は先進諸国の中で ICS 概念にもとづく一元的な危機管理体制を持たない唯一の国である。(H16時点)

- 1970年代初頭のカリフォルニア州森林火災の反省
- 現場のあらゆる情報を一人の人間で管理していた
 - 対応機関における組織構造の違い
 - 信頼できる情報の欠如
 - 不十分で互換性のない通信手段
 - 権限の不明確性
 - 使用する用語の違い



参考文献

①平成20年度 首都直下地震 防災・減災特別プロジェクト「被災者台帳を用いた統合的な生活再建支援」
新潟大学災害復興科学センター助教 井ノ口宗成氏(2009)

http://www-drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/medr/data_public/20090227_results01/090227hayashi_team3.pdf

②国民生活センター 2006年1月号『国民生活－(特集:災害への備えと地域社会にもとめられるもの)』
「災害時における要援護者対応の今後のあり方」(2005)

同志社大学社会学部教授 立木茂雄氏

http://tatsuki-lab.doshisha.ac.jp/~statsuki/papers/KokuminSeikatsu/VictimAssistance_2005.pdf

③総務省消防庁 災害時要援護者の避難対策に関する検討会 第一回資料
「災害時要援護者の個別避難支援プラン策定に向けて求められること」(2009)

同志社大学社会学部教授 立木茂雄氏

http://www.fdma.go.jp/html/new/youengosya_kentoukai/pdf/dai1kai/10tatsuki.pdf

④H16 科学技術振興調整費「日本社会に適した危機管理システム基盤構築」(2009)

京都大学防災研究所教授 林春男氏

<http://scfdb.tokyo.jst.go.jp/pdf/20031620/2005/200316202005rr.pdf>

災害時の安否確認

地震や津波、火災等の大規模災害時に、番号を用いて安否を確認する。
安否情報を、救援や物資の搬送等を行う際に活用できないか。また、被災情報を社会保障全般
の支援等と連動できないか。

平成23年4月12日

情報連携基盤技術WG構成員 實川昌幸提出資料

災害時の安否確認【全体サービス概要】

災害対応におけるユースケースとして下記の3つのフェーズに分類し検討する

フェーズ1： 平常時（災害発生前）の（A）防災計画策定

フェーズ2： 災害発生直後の（B）安否所在登録、（C）安否所在確認、（D）救援支援

フェーズ3： その後の（E）生活再建支援

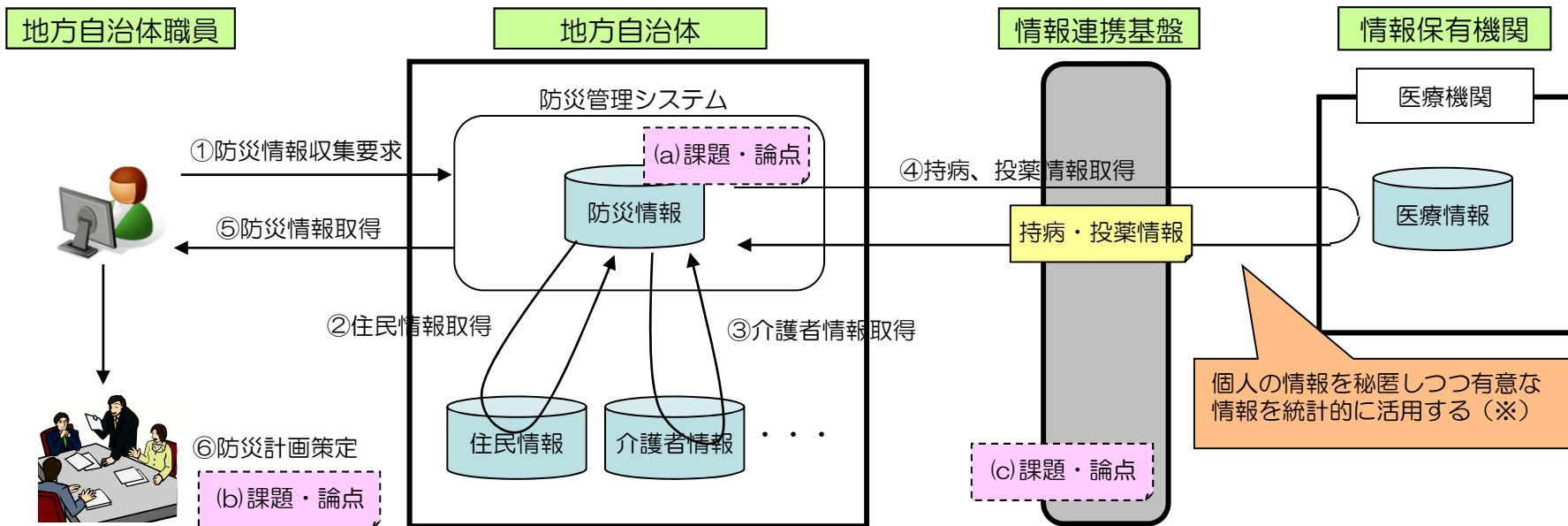
災害対応フェーズ	ユースケース分類および内容		関連機関
フェーズ1 平常時 災害発生！！	(A) 防災計画策定 (B) 安否所在登録 (C) 安否所在確認 (D) 救援支援	(1) 防災計画情報の収集、把握 ※ 法令、情報保護委員会等による許可等のルール策定 ※	国、地方自治体、 社保分野、民間
		(2) 安否所在情報の登録 ※	国民・地方自治体
		(3) マイポータルからの家族、親族の安否所在確認	国民
		(4) 被災者の安否所在確認および被災者への家族の安否所在情報の提供 ※	地方自治体
		(5) 被災者情報の把握 ※ ・避難場所の特定、避難場所毎の避難者数、けが等の状況の把握 ※ ・被災持病者、被災要介護者、被災障害者の把握（場所、人数、必要物資） ※	国、地方自治体、 学校、地域防災拠点
		(6) 被災持病者、被災要介護者、被災障害者への優先物資輸送（持病薬など） ※	国、地方自治体
		(7) 被災持病者、被災要介護者、被災障害者への優先救援、移送 ※	国、地方自治体
フェーズ2 被災直後～ 短期 （1か月程度）	(E) 生活再建支援	生活 (8) 災害見舞金、災害支援金の支給、生活資金等の貸付 ※	国、地方自治体、民間
		(9) 公営住宅の入居 ※	地方自治体
		(10) 暫定居住場所への郵便等の配達 （住所変更届が不要で被災時住所から転送）	日本郵政グループ 運送会社
		医療 介護 (11) 健康保険料、介護保険料の一定期間減額や免除、徴収猶予 ※	保険者
		(12) 医療機関窓口での医療費（自己負担分）支払い減額や免除 ※	医療機関、保険者
		金融 (13) 預貯金の払戻し・中途解約の特別措置、保険料の支払い猶予期間の設定	金融機関
		雇用 (14) 職業斡旋	公共職業安定所
		税 (15) 減免、徴収猶予等	国、地方自治体
フェーズ3 中長期 （1，2年 程度）	(E) 生活再建支援		

※：ユースケースの説明があるもの

フェーズ1(平常時)【(A)防災計画策定】

【ユースケース概要】

- ・ 地方自治体での防災計画策定のために必要な情報を情報連携基盤を活用し収集する
- ・ 収集する情報としては以下の事柄等が考えられる
 - ・ 地方自治体内の地域毎の住民数、高齢者、要介護者、障害者、妊婦等の被災時配慮が必要な人数 など
 - ・ 被災時に備えて備蓄しておく物品とその必要数など（例えば薬やその種類と数 など）
- ・ 収集した情報は人数や物資品目、数量に統計処理したかたちで防災情報として管理するため、属人的な情報は防災情報には保存されない



【課題・論点】

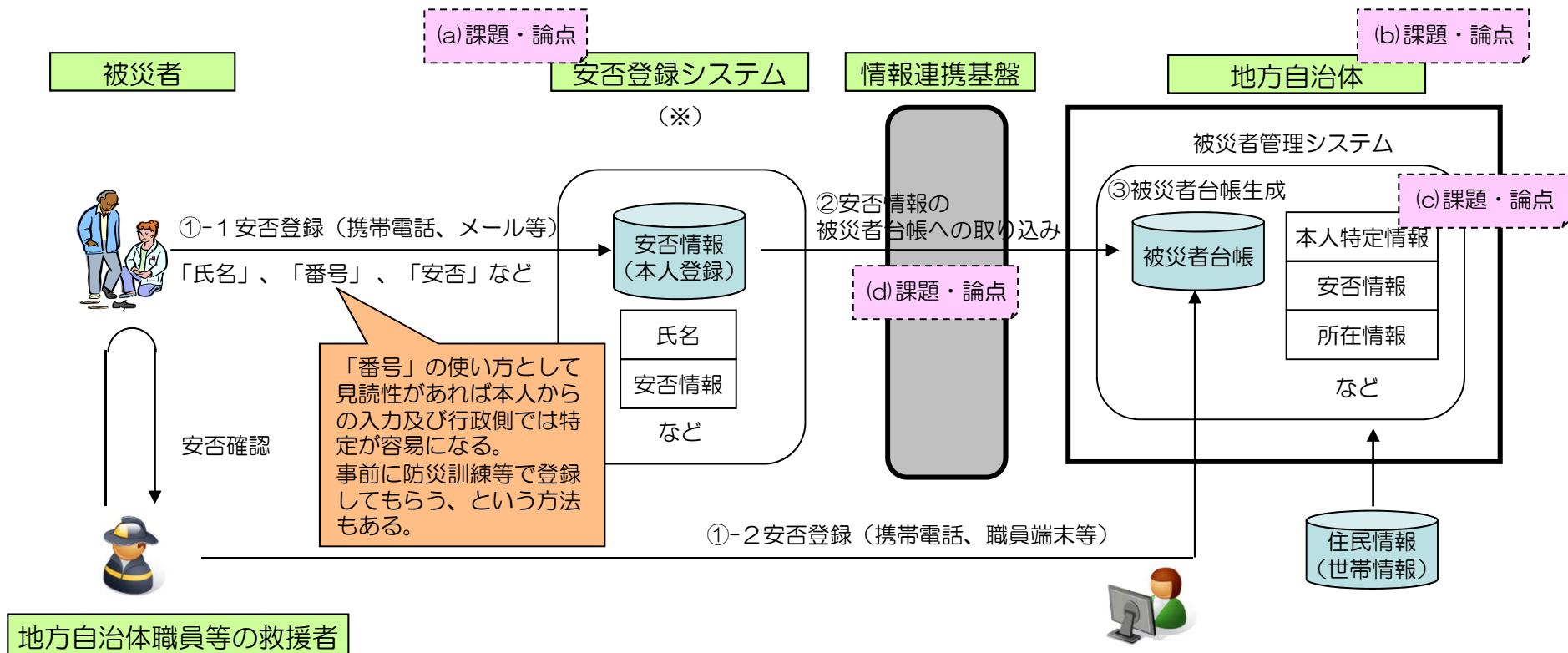
- (a) 防災計画策定に必要な収集対象機関、情報は何にすべきか
- (a) この情報を収集し防災計画に利用することに対する制度的な担保をとる必要があるのではないか
 また、非常に大きな規模で災害などが発生した場合のバックアップ方法も明確にしておくべきではないか
- (b) 統計的情報への加工、防災計画への活用に関するガイドライン等を国民に示しておくことで国民から理解を得られるのではないか
- (c) 緊急時の対応を考慮し、定期的に分野を跨る情報を把握して、物流・備蓄計画等に生かすべきではないか

(※) 墨塗り署名技術の活用（署名した後、情報を墨塗りして個人情報秘匿する）

フェーズ2(被災直後～短期)【(B)安否所在登録】

【ユースケース概要】

- ・ 災害発生後の安否所在確認、救援支援を実施するために必要な情報（被災者台帳）を登録、作成する
- ・ 被災者台帳は、氏名等の被災者本人を特定する情報「本人特定情報」、無事や負傷などの「安否情報」、現在いる避難場所「所在情報」が考えられる
- ・ 安否所在登録は、
 - ①被災者本人からの登録 他、
 - ②被災者本人が登録できない場合（登録手段がない、負傷や介護者であるなど）もあり、被災者の安否を確認した地方自治体職員等からの登録 が考えられる



フェーズ2(被災直後～短期)【(B)安否所在登録】

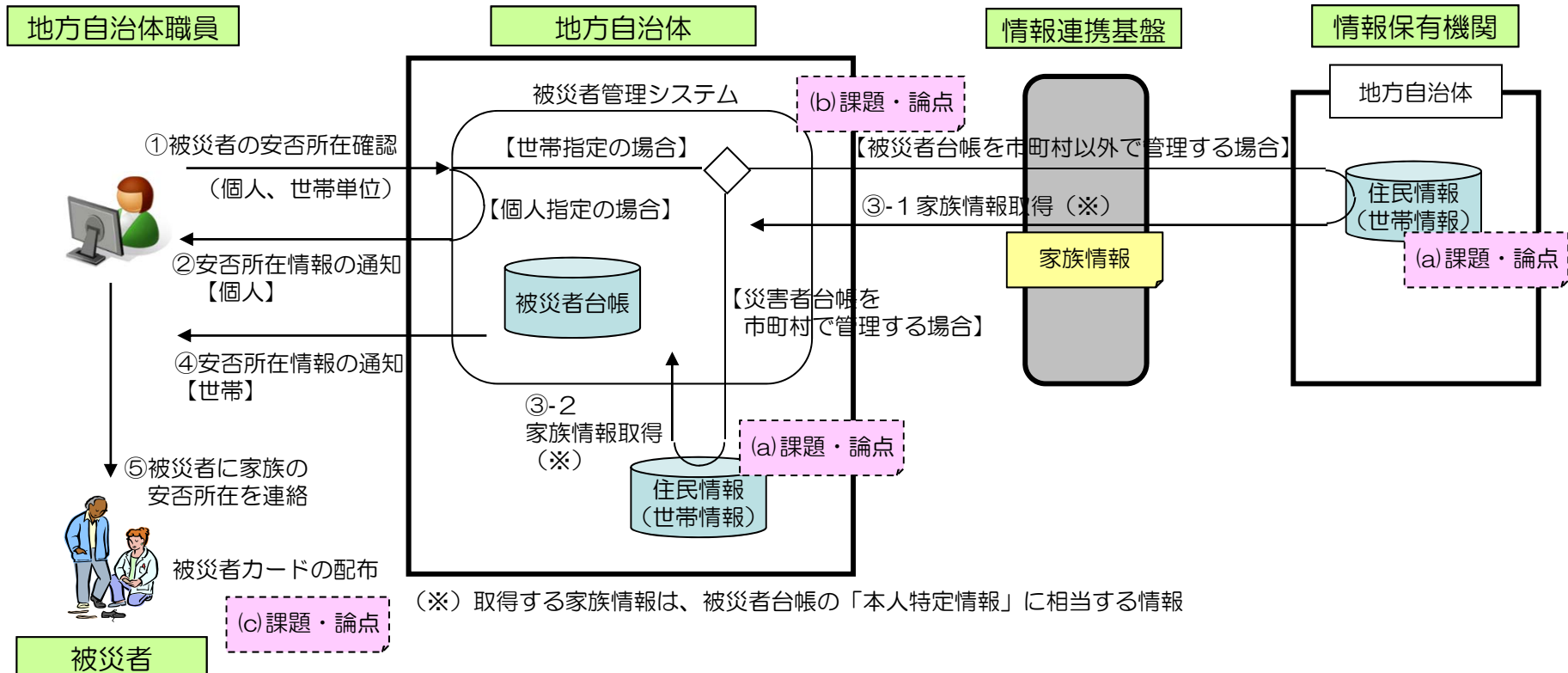
【課題・論点】

- (a) 安否登録システムとして、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの既存インフラ（【参考1】参照）をどう利用、連携できるか
例えば、「番号」を特定のサービスで利用することにより、安否確認等を円滑に行うことができるようになるのではないか
- (a) 情報弱者への対策が必要ではないか（情報提供手段・利用する端末等）
- (b) 被災地方自治体で被災者管理システムが損害し利用できない場合も想定されるため、被災者台帳を保持する被災者管理システムは、市町村単位、都道府県単位、全国単位など、どの単位で構築するのが良いのか
また、被災地方自治体で被災者管理システムが損害し利用できない場合に、他自治体等での被災者台帳生成を可能とする仕組みすることで、災害に強いシステムにすることができるのではないか
- (c) 被災者台帳として何の情報をもつべきか
- (c) この情報を情報連携基盤を通して今後の救援支援等に利用することの制度的な担保をとる必要があるのではないか
- (d) 被災者台帳を正確に作成するため、被災者本人から登録された安否情報をどのようにして被災者台帳に取り込むのか（システムで自動連携や地方自治体職員による人的取り込み など）
- (d) ネットワークの切り替えや、バックアップ拠点（メイン拠点が首都圏の場合は西日本・北海道等に設置）への切り替えが速やかにでき、災害発生後も継続運用できる仕組みを用意しておくべきではないか
- (d) 災害に強い異経路、分散化等を物理レベルでも考慮すべきではないか
局舎設備として商用電源、非常用電源（発電機用燃料）等の耐災害化対策も併せて検討が必要ではないか

フェーズ2(被災直後～短期)【(C)安否所在確認】

【ユースケース概要】

- ・ 地方自治体職員等が被災者の安否所在を個人単位だけではなく世帯単位で把握、確認できる
- ・ また、確認した安否所在情報を避難場所にいる被災者に家族の安否所在を伝える
- ・ 被災者台帳に登録された被災者に被災者カード（「番号」記載）を配布する



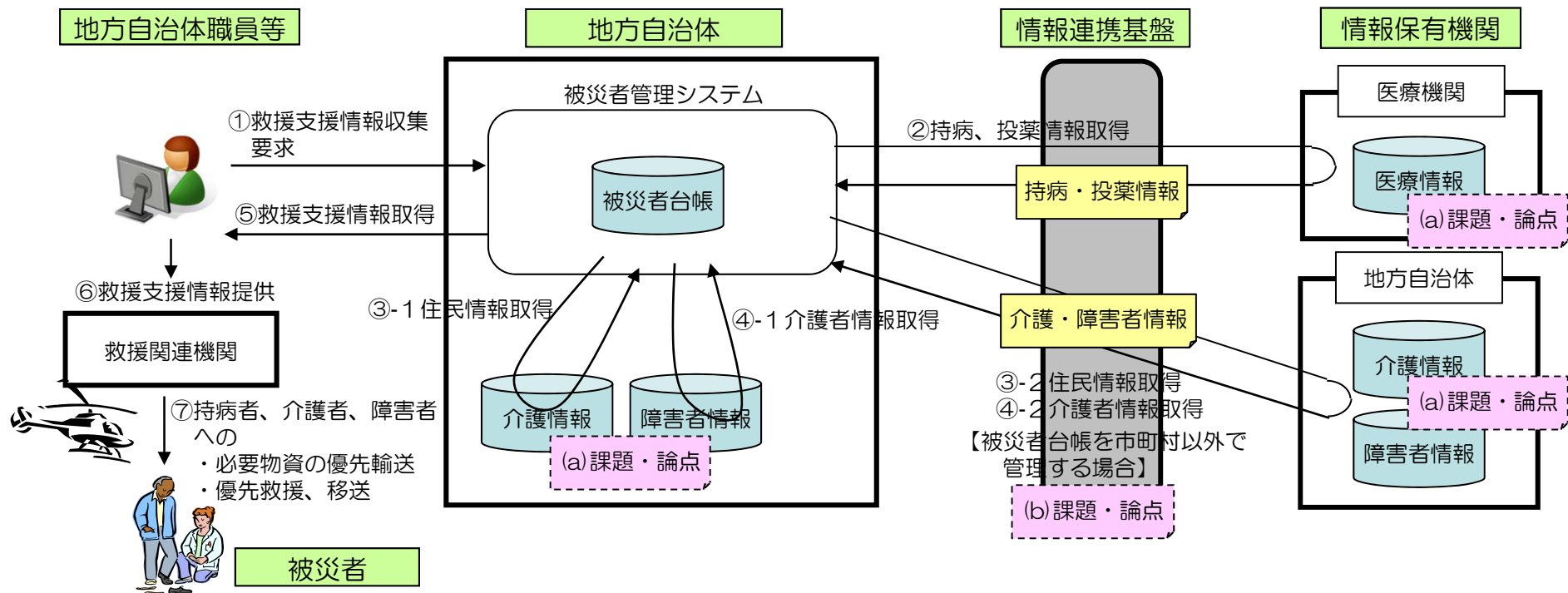
【課題・論点】

- (a) 地方自治体内にある世帯情報を利用して、全員の家族名・同居世帯者名を特定できるようにすること
- (a) この世帯情報をこのユースケースに利用することに対する制度的な担保をとる必要があるのではないか
- (b) 被災者台帳をどこで管理すべきか（市町村、都道府県、全国 など）
- (c) 被災者に「番号」を記載した被災者カードを配布すること

フェーズ2(被災直後～短期)【(D)救援支援】

【ユースケース概要】

- 被災者台帳をもとに救援に必要な各情報保有機関から収集、編集し、迅速かつ的確な救援活動の情報として活用する
- 具体的な救援支援情報としては下記が考えられる
 - 所在情報から避難場所および避難場所単位での被災者数の特定、把握
 - 避難場所単位の持病者、介護者、障害者の把握
 - 避難場所毎の当該被災者への優先必要物資（薬など）、優先救援、移送の判断



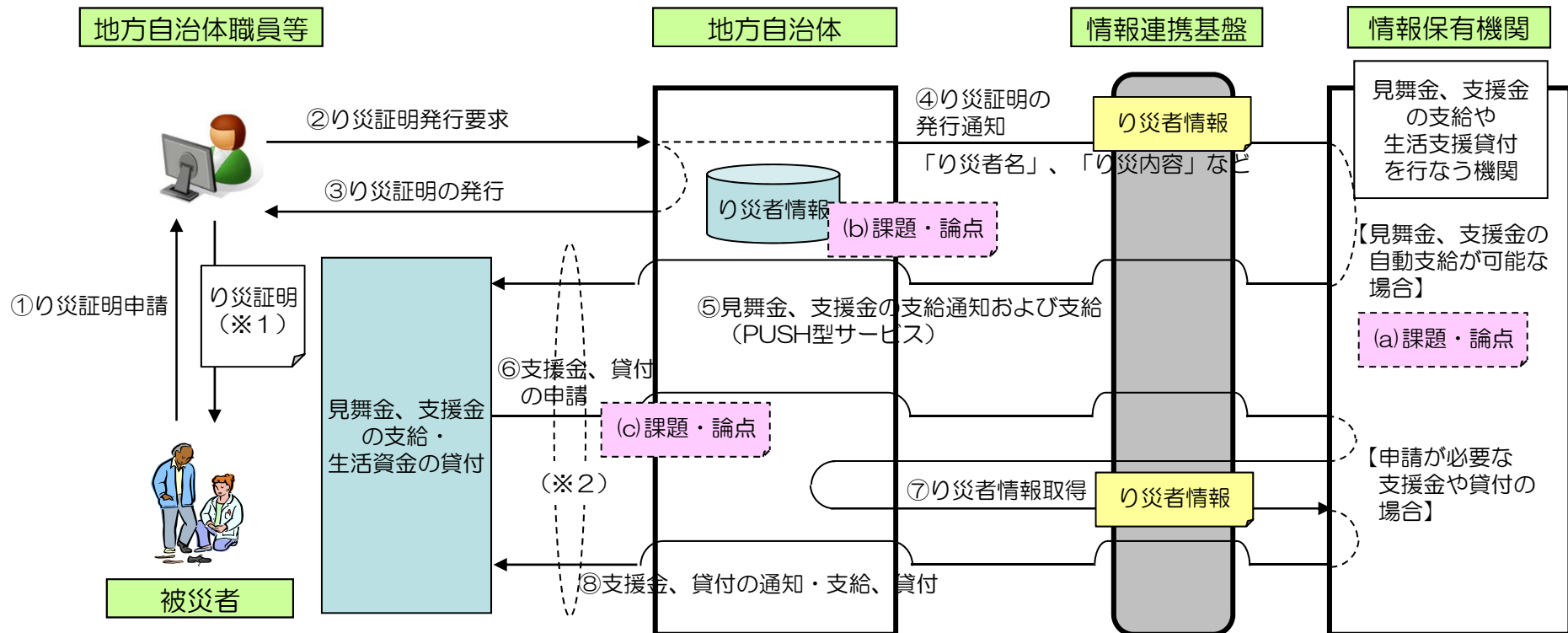
【課題・論点】

- (a) 医療情報、介護情報、障害者情報など救援に必要な対象とすべき情報は何にすべきか
- (a) これら情報を救援支援活動に利用することへの法制度的な担保をとる必要があるのではないか
- (b) 被災者台帳をどこで管理すべきか（市町村、都道府県、全国 など）

フェーズ3(中長期)【(E)生活再建支援】

【ユースケース概要】

- ・被災後一定時間が経過し、被災者が生活再建に向けた時期に提供するユースケースを想定する
- ・ユースケースは、り災証明を起点として想定する
- ・ここでは具体的に下記について示す
 - ・災害見舞金、災害支援金の支給、生活資金等の貸付
 - ・公営住宅の入居
 - ・健康保険料、介護保険料の一定期間減額や免除、徴収猶予
 - ・医療機関窓口での医療費（自己負担分）支払い減額や免除 【現行はない】



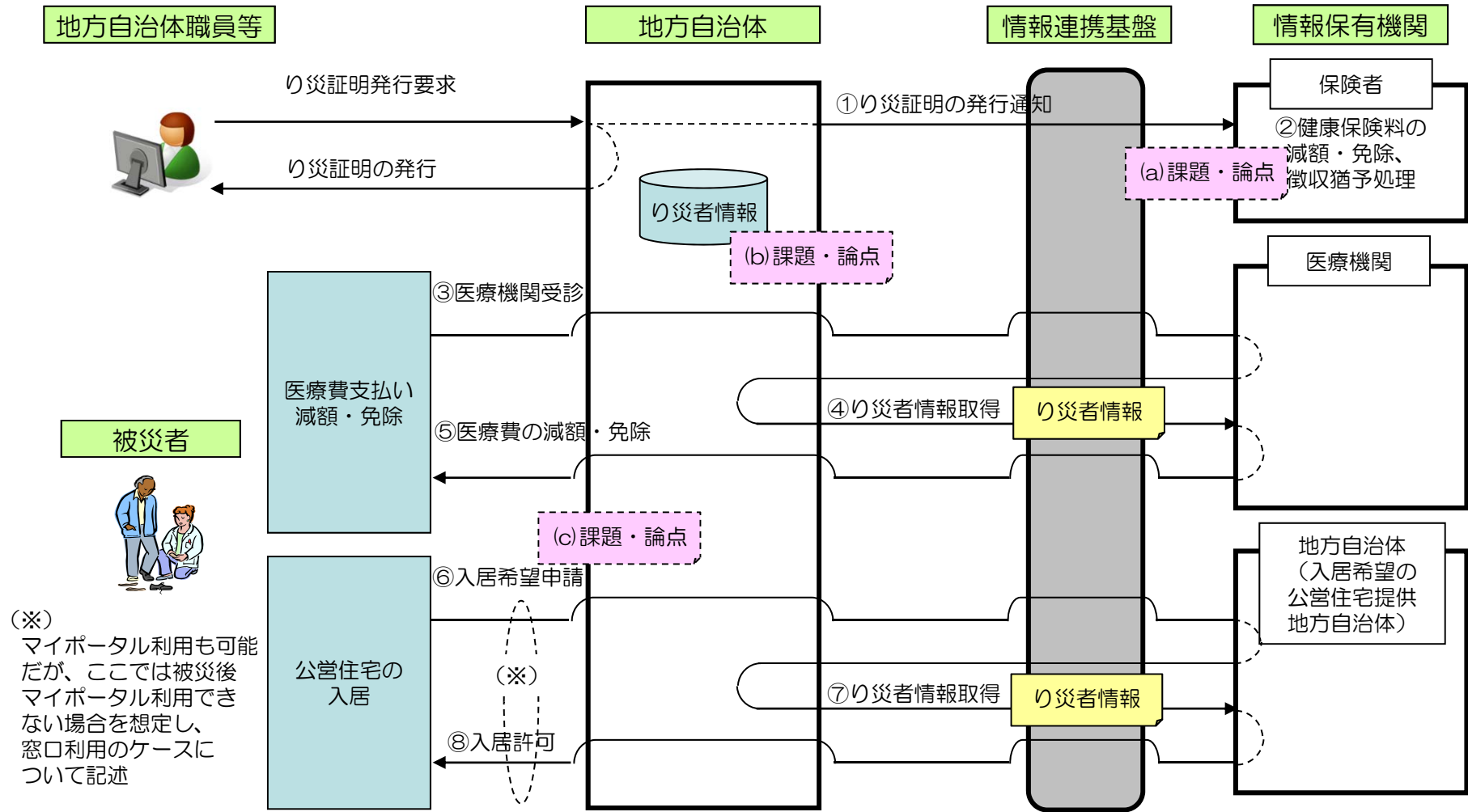
(※1) り災証明

- ・行政機関や社会保障関連機関等にはり災証明を提示しなくとも情報連携しサービス提供
- ・保険請求等で民間企業に必要な場合にり災証明を使用（官民連携提供時には不要）

(※2)

マイポータル利用も可能だが、ここでは被災後マイポータル利用できない場合を想定し窓口利用のケースについて記述

フェーズ3(中長期)【(E)生活再建支援】



【課題・論点】

(a) 現行にはないユースケースの提供の可能性

- ・り災証明発行を起点とした見舞金等の自動支給、保険料の減額、免除、徴収猶予 など
- ・医療機関窓口での医療費支払い減額、免除

(b) り災証明を情報連携して利用することに対する制度的な担保や、運用フローの見直しの可能性

(c) り災時の本人確認方法はどのようにすべきか

(c) マイポータルの利用の場合、情報弱者への対応が必要ではないか

その他の課題・論点

災害時の安否確認等の各ユースケースを想定した場合、情報連携基盤～自治体、その他の情報保有機関（医療機関など）を結ぶNWインフラは極めて重要であり、NWの堅牢性、故障時の復旧速度などを考慮しておくべきと考える。

【NWに関する課題・論点】

- ・ 災害時においても通信が途絶えることがないように整備しておくことが必要ではないか。
（NWの二重化など）
- ・ センタ機能・サブセンタ機能の情報提供元の分散、移行に柔軟に対応できる構成とすべきではないか。
- ・ 大災害発生の場合、NWが全断する可能性もあるため、早急な復旧が可能となっている必要があるのではないか。

【参考1】電気通信事業者による災害用伝言サービス

大規模地震、噴火などの災害の発生時には、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になる。そこで、家族や知人などの間で安否情報の確認や避難場所の連絡などをスムーズに行う手段として、固定電話・携帯電話・インターネットによる「[災害用伝言サービス](#)」が提供されている。

■ 災害用伝言ダイヤル（171）

概要：電話を活用した、被災地内の住民の安否確認を行う伝言サービス
運用：NTT東日本／NTT西日本、提供：NTTコミュニケーションズ

■ 災害用伝言板

概要：携帯電話・PHSのインターネット機能（iモード等）を活用した、被災地内の住民の安否確認を行う伝言サービス
各事業者の災害用伝言板を横断して検索できる機能も提供
提供・運用：NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンクモバイル、イー・モバイル、ウィルコム

■ 災害用ブロードバンド伝言板（Web171）

概要：インターネットを活用した、被災地内の住民の安否確認を行う伝言サービス
提供・運用：NTT東日本／NTT西日本

※ 災害用伝言サービスは、電気通信事業者に提供が義務づけられたものではなく、各事業者が自主的に提供・運用しているものである。
なお、電気通信事業者は、電気通信事業法により、通信に係る検閲の禁止や秘密の保護等が義務付けられている。

震災時の復旧・復興対応に係る 「番号」活用等のアイデアについて

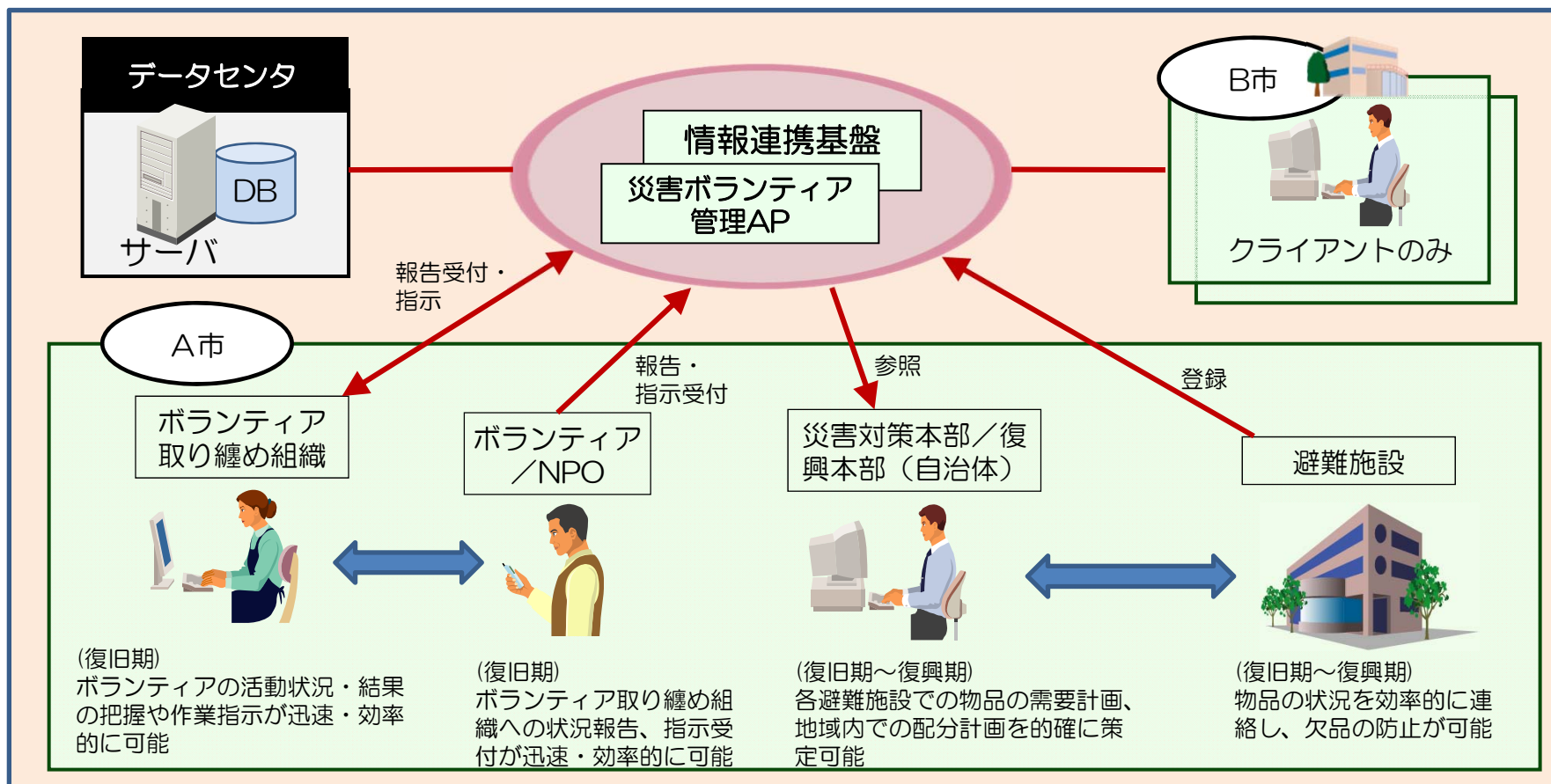
情報連携基盤技術WG構成員
中上昇一

1. 災害ボランティア管理システム

1. 課題

- ①被災地には災害ボランティアが多数集まるため、自治体の取り纏め組織（社会福祉協議会等）が限られた人手でコントロールすることは困難である。そこで、各地で作業しているボランティアの活動状況や結果の把握、作業指示を迅速・効率的に行うことが必要である
- ②被災地には物品(支援物資等)も多数集まるが、各避難施設(避難所、仮設住宅)での物品の過不足状況を的確に把握していないと、避難施設により欠品が発生する恐れもある。そこで、自治体においては各避難施設の物品の状況を迅速に把握し、物品の需要計画、地域内での配分計画を的確に策定できるようにする必要がある

2. 解決方法のイメージ

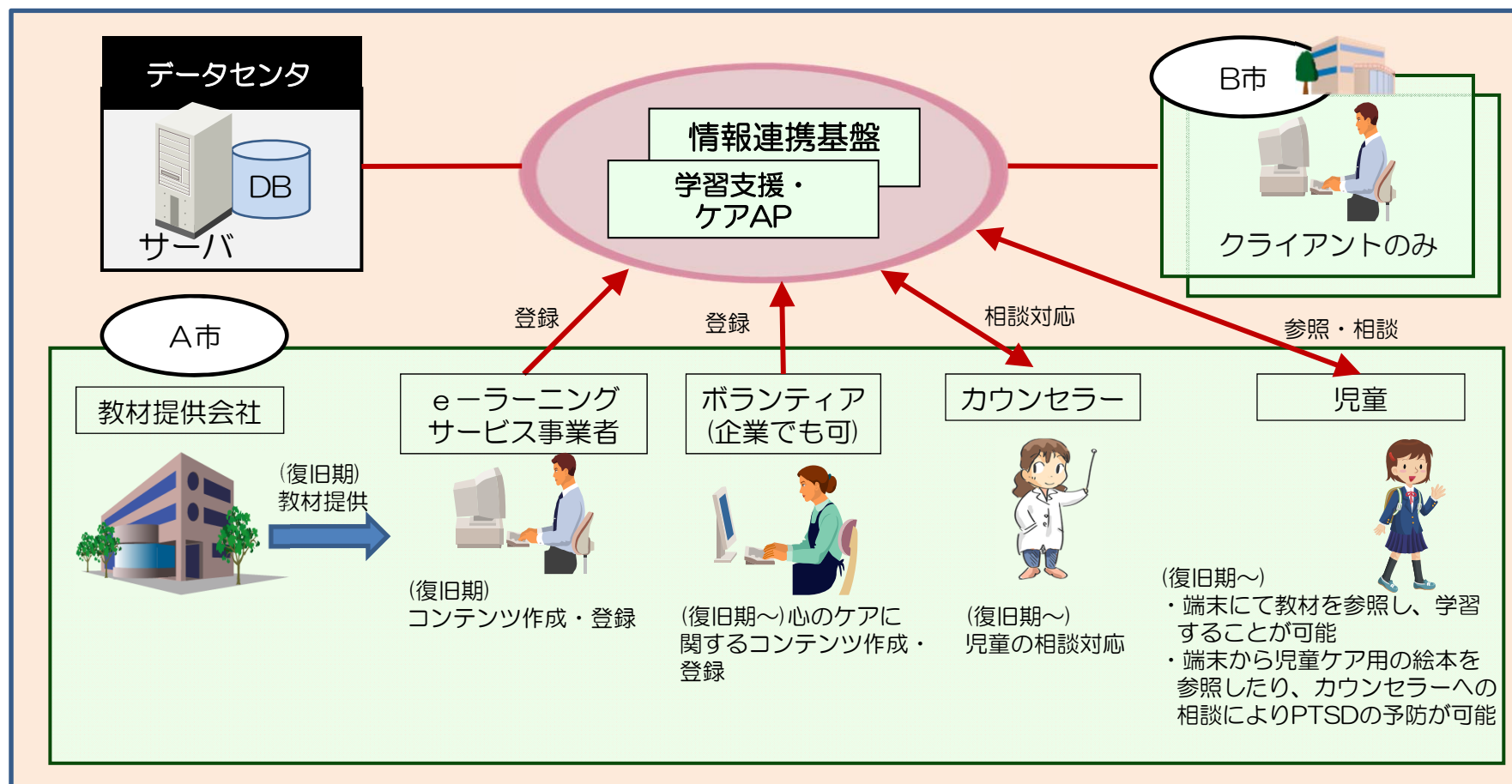


2. 学習支援・ケアシステム

1. 課題

- ①被災後、学校の休校や避難生活により教育が受けられない児童が多く発生する。また、教科書等の学習用品を失っている児童もいる。そこで、被災児童の学習を支援する必要がある
- ②被災のショックにより、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になる児童が多く発生する。しかし、今回のような大規模災害においては、各避難所へのカウンセラーの派遣は難しい。そこで、効率的・効果的に児童の心のケアを行う必要がある。

2. 解決方法のイメージ



3. その他 アイデア

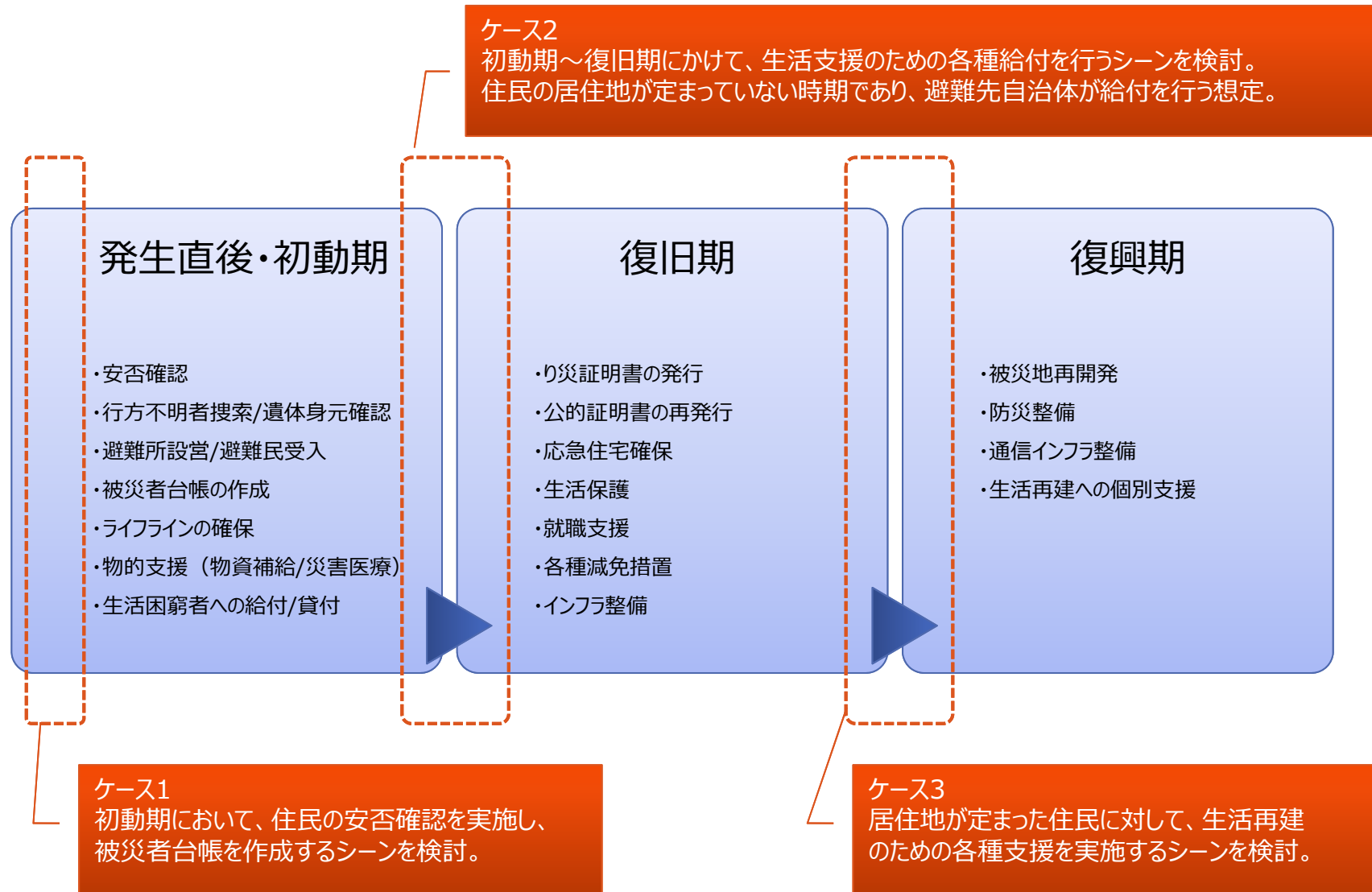
NO.	アイデア	概要
1	ICTインフラ環境復旧	①平時に小学校・中学校単位で復旧パッケージ(簡易発電、アドホックネットワーク、PC他)を配置。 ②インフラ寸断時、このパッケージにて一部電源、通信用IP網を事業者に頼らず迅速に復旧。 ③各種被災状況や被災者支援物資の依頼等の各種復旧支援システムを移動。
2	被災者支援システム	①震災により、被災者、避難所、緊急物資、仮設住宅等の各種情報を管理する必要が生じる。それらの情報を、端末から入力、参照可能とする ②管理された情報を基に、被災者証明書発行、仮設住宅抽選等の事務処理を可能とする
3	個別被災者復旧支援	①被災者個人毎の復旧・復興プログラムを作成し、履歴情報等を共有。 ②行政側だけでなく、個人に対しても自分自身の復旧・復興プログラムを提示。 ③分野は証明書発行、助成、税、雇用、年金、健康保険他。 ④行政間は情報連携し、ワンストップで手続が可能。 ⑤少数難病の常備薬や糖尿病食等のきめ細かい個別ニーズへ対応。
4	医療情報管理システム	公立病院などの協力医療機関の診療情報、お薬手帳などの投薬情報を、個々の住民が、継続して蓄積することにより、仮設住宅や施設などが移動しても、自己で参照し、健康増進に役立てることができるとともに、医師などにも開示することで、継続した治療を受けることができ、個人の健康増進に資する
5	母子健康管理システム	妊婦・乳児の母子健康手帳情報から、幼児・児童の学校健診の情報を、継続して蓄積することにより、住まいが移動したとしても、自己(親)で参照し、健康増進に役立てることができるとともに、保健師などにも開示することで、個人の体質や予防接種などの履歴を共有し、個人の健康増進に資することができる
6	高齢者見守り・緊急通報システム	①被災地に関しては、地域の絆の崩壊が著しく、平常時に関しても独居高齢者の見守り活動の必要性が高いと考えられる。しかし、高齢者個人に関する情報や、見守り結果について見守り担当者個人のみ蓄積されがちであるため、万が一の際に必要な情報を関係者(行政、病院、消防、他のNPO等)が参照できるよう情報共有を図る。 ②被災者が避難所から仮設住宅等に移動後、被災者(特に高齢者等の要援護者)の安否状況を確認するのは人手の点で困難となる。そこで、各種機器(携帯電話のセンサーや仮設住宅のガスメーター等)を用いて、安否確認・緊急通報を効率化する
7	買い物・宅配支援システム	①高齢化・過疎化に加え、被災地においては商店や交通網等の損壊や、買いため等による物不足が「買い物難民」問題に更に拍車をかけることとなる。そこで、食料や生活必需品等について、各種端末から地域の店舗に注文を出せるようにし、住民生活の安心感を高める。 ②外出自体が困難な独居高齢者等に対しては、ボランティア・NPOと連携し、買い物及び宅配も支援できるようにする。
8	地域交通予約・運行情報提供システム	①被災地においては、道路網の寸断等により公共交通の復旧に時間がかかり、住民の生活不便が長引くことが予想される。そこで、オンデマンド交通(乗り合いタクシー)の予約等管理システムを実現する。 ②路線バスを運行する地域もあると考えられるが、今回の被災地域においては、1日の運行本数が少なく、運行距離が長いケースが多いと想定される。そこで、住民の携帯電話等に対しバスの運行状況等を提供する。 ※利用の際は、車載端末が別途必要
9	地域アーカイブ・電子図書館システム	①地震や津波により、地域の重要文書が破損したり水濡れしたりしている。また、今回の震災に関する映像データ等は、それ自体、地域の貴重な記録となる。そこで、地域の既存文書や映像を、早急に電子化して永久保存・参照できるようにする。 ②被災地では、図書館の完全復旧に時間がかかること、及び移動の困難が続くことが想定される。そこで、地域の文書や映像に加え、書籍等についても各種端末から閲覧できる電子図書館を実現する。

災害時のユースケース

2011年4月12日
情報連携基盤技術WG
構成員 鈴木

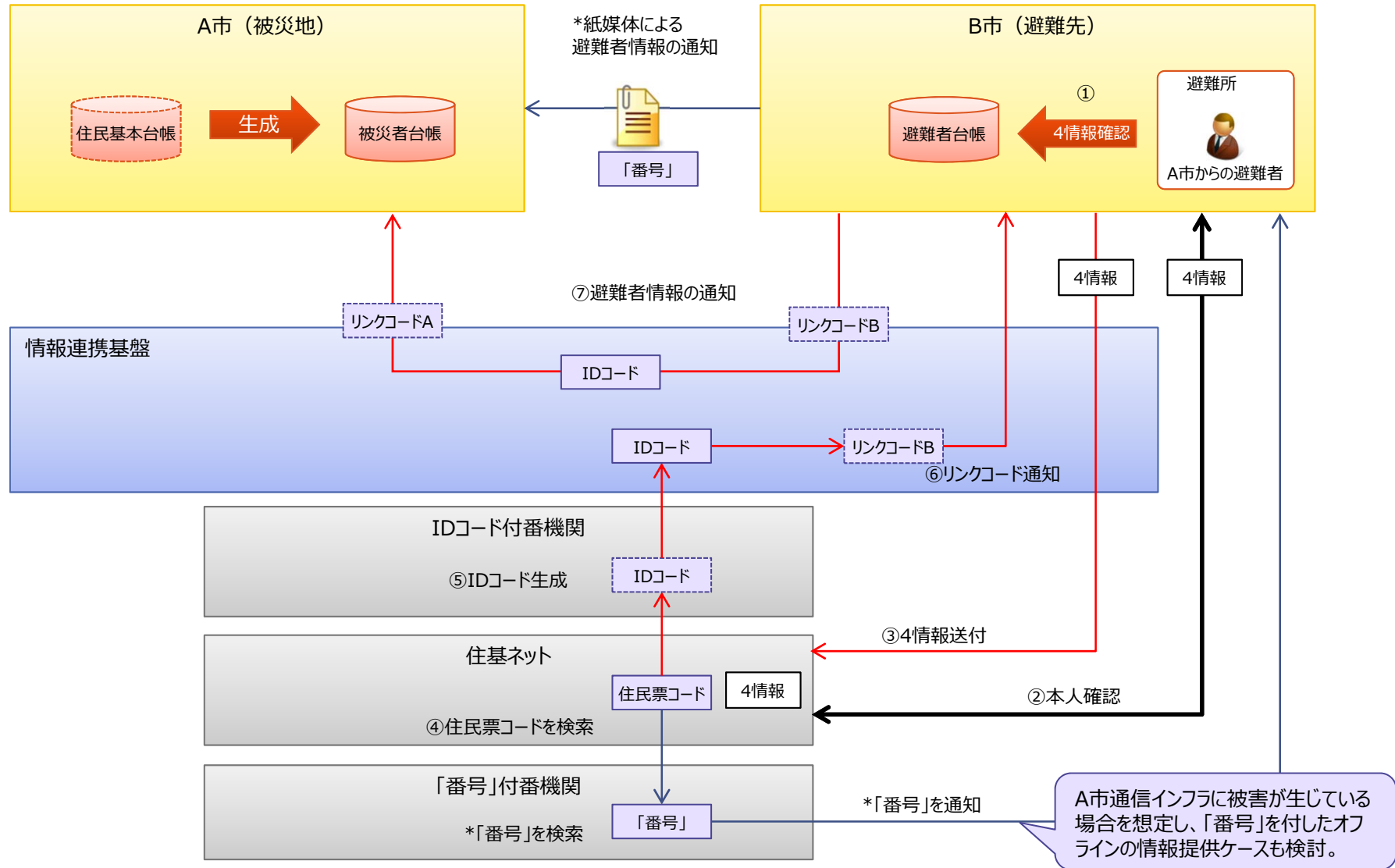
災害時のユースケース

大規模災害の発生から復興に至るまでは、以下のステップが考えられます。ユースケースも各ステップ毎に検討を実施しました。



ケース1：安否確認～被災者台帳の作成

災害発生後、他の自治体に避難した住民の安否確認を行い、被災者台帳を整備します。

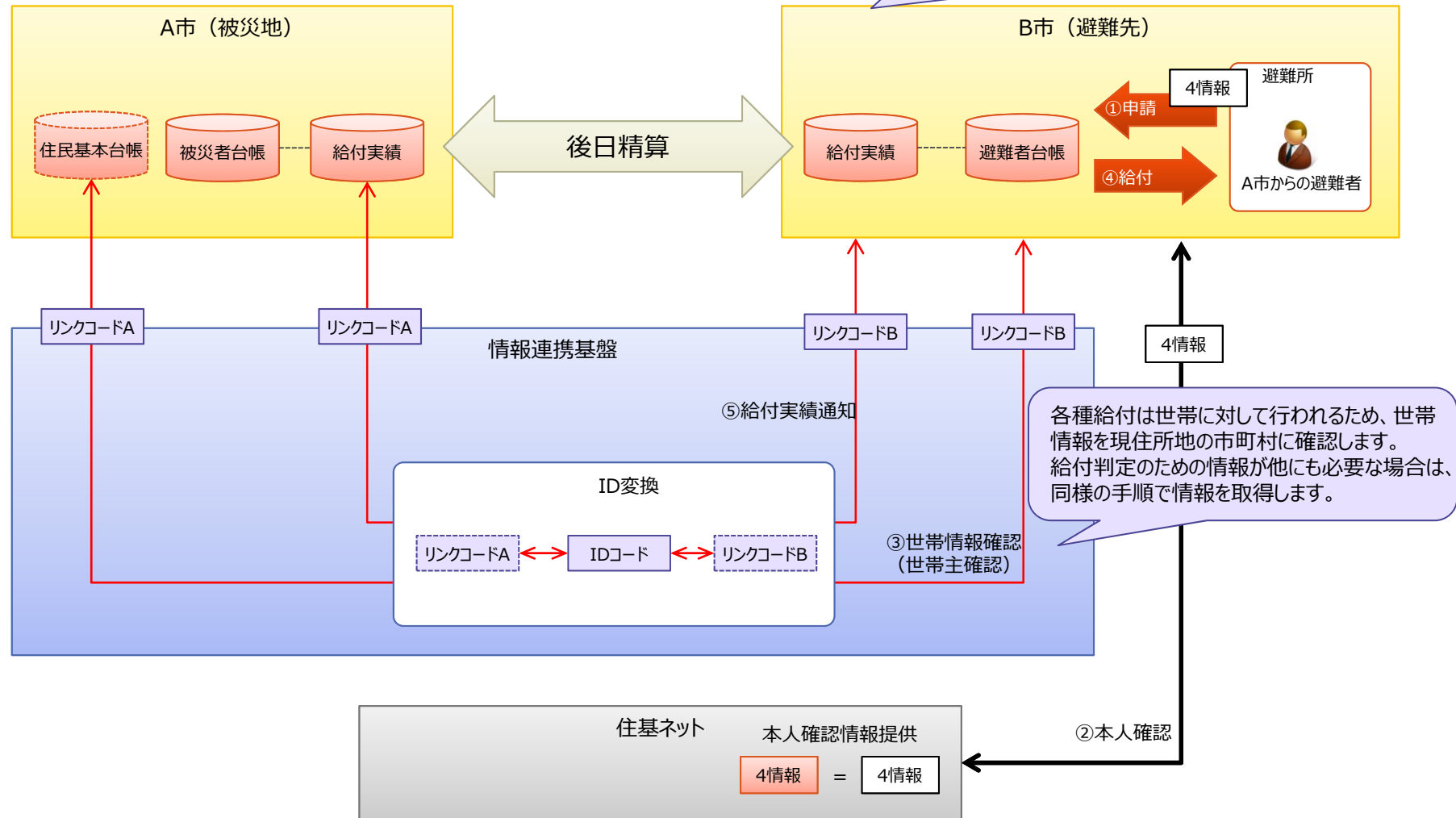


ケース2：避難先自治体にて各種給付を実施

避難住民に対する当面の生活支援を、現住所地自治体に代わって実施します。

*災害障害見舞金や災害弔慰金など

リンクコードは取得済みという前提です。
取得していない場合は、ケース1の③④⑤⑥の手続きを行います。



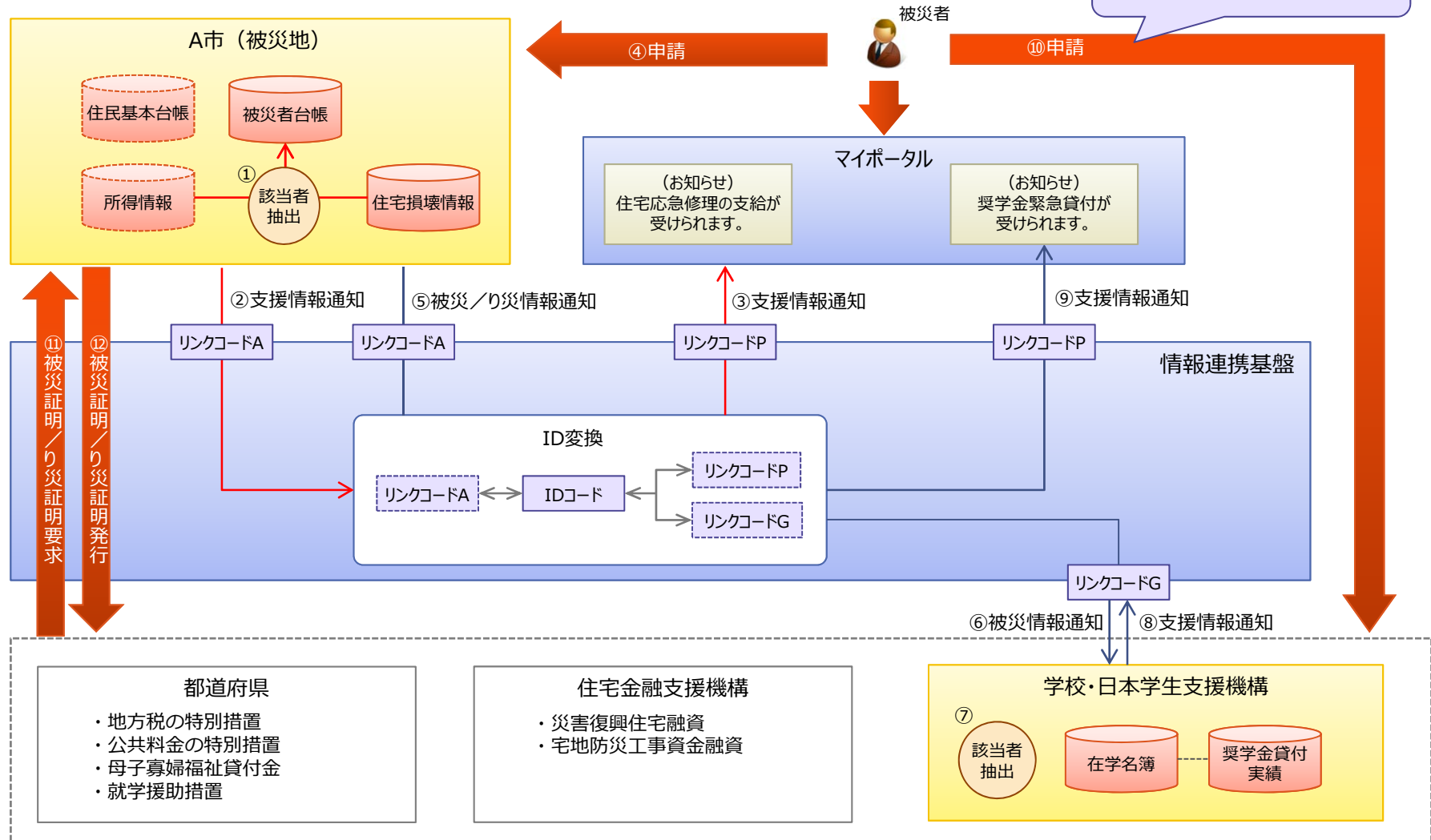
ケース3：生活再建のための各種支援を実施

生活再建のための支援情報をプッシュ型で通知します。

- * 市町村が支援を実施する例（市町村が情報を集め、判定して通知する） : 住宅応急修理
- 他機関が支援を実施する例（市町村が情報を提供し、他機関が判定して通知する） : 奨学金緊急貸付

給付機関からの要求を受け、市町村で被災証明／り災証明を発行します。

申請手続きは、マイポータル経由またはオフラインで行います。



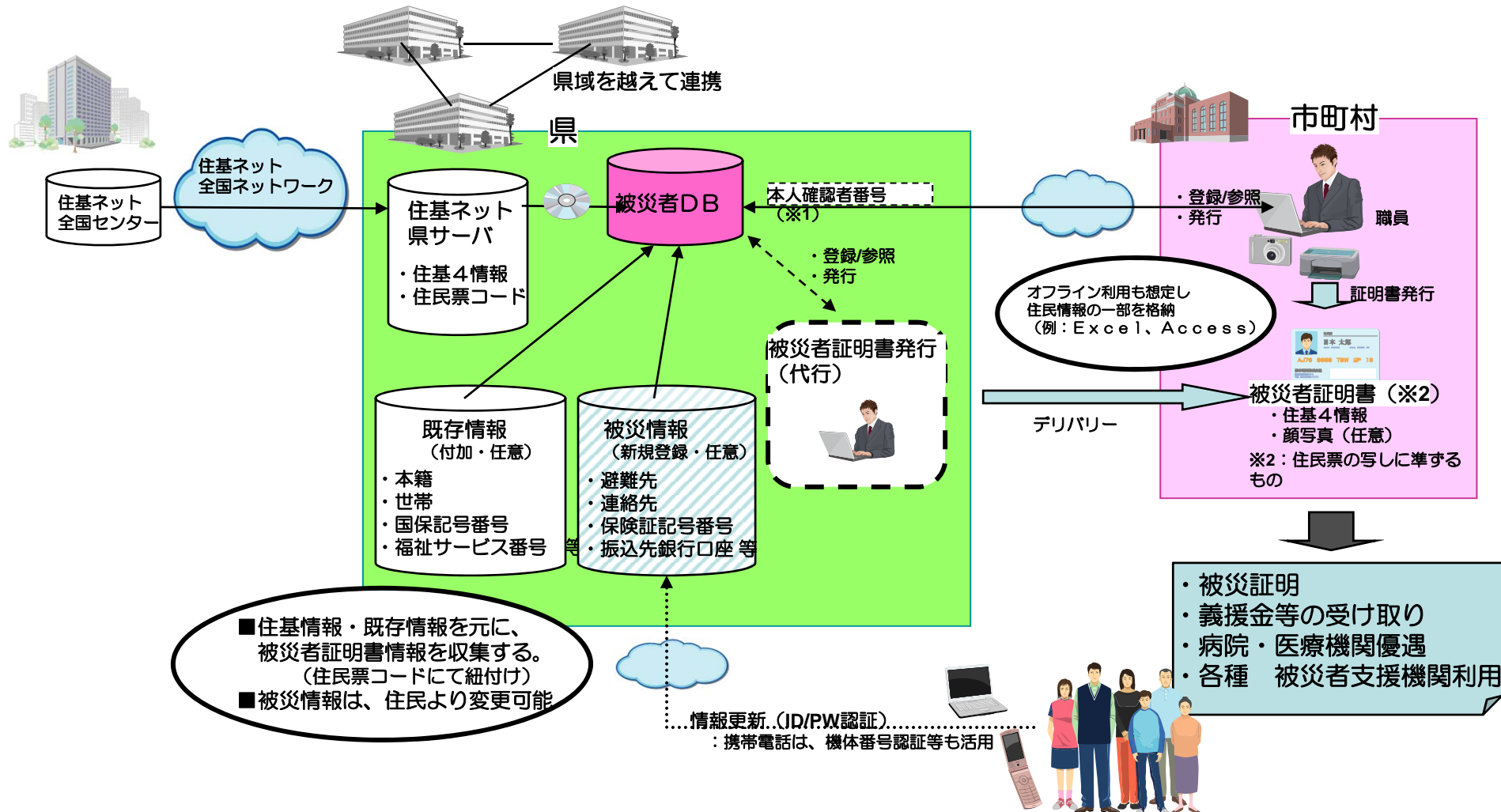
災害時の対応に係る「番号」活用等のユースケース

被災者情報共有・証明発行システム

情報連携基盤技術WG構成員
吉本明平

被災者情報共有・証明発行システム

- 被災者証明書発行により被災者の特定および公平な支援が可能
- 自市町村の避難者の所在情報（避難先）の情報共有が可能



※1：被災者証明書を発行するにあたり、公的証明書等がなく、知人等により本人確認した場合、その確認をした人の番号を指す。確認者としては、自治体職員、町内会長、民生委員、消防団や、その他公的証明を保持している人を前提とする。

災害時における「番号」活用ユースケース

平成23年4月12日(火)

情報連携基盤技術WG構成員 宮坂肇 提出資料

『生活再建支援』段階における被災者支援ユースケースについて検討します。

1. 課題認識

(1)現状

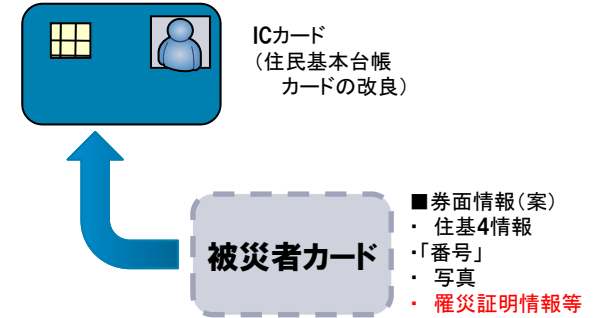
- 避難所で個別に本人確認を実施し、4情報等をリスト化することで安否確認情報を把握する。その後、被災状況が明確な場合は、自治体が罹災証明書を発行し、条例等に基づいて公的支援を実施している。

(2)課題

- 被災者は、被災後時間の経過とともに居住地を変更するが、行政区域を越えての移動の捕捉が困難であるため、個人を特定しての継続した支援が十分に行われない可能性がある。
- 被災者が効率的かつ迅速に支援を受けられるようにするためには、公的支援のほか、民間支援・サービスも連携して速やかに享受できる必要がある。そこで民間との関係で容易に被災状況を示せる手段が求められるのではないか。

(3)対策(案)

- 被災者に対して「被災者カード(ICカード)」を発行し、安否確認情報及び罹災証明情報を「被災者支援台帳」としてデータベース化することで、被災者関連情報の一元管理を実現、行政区域を跨いだ場合でも当該被災者カードを提示して支援を実施することにより、公平性と効率性の確保に資する。被災者に適切な支援を継続可能となる。



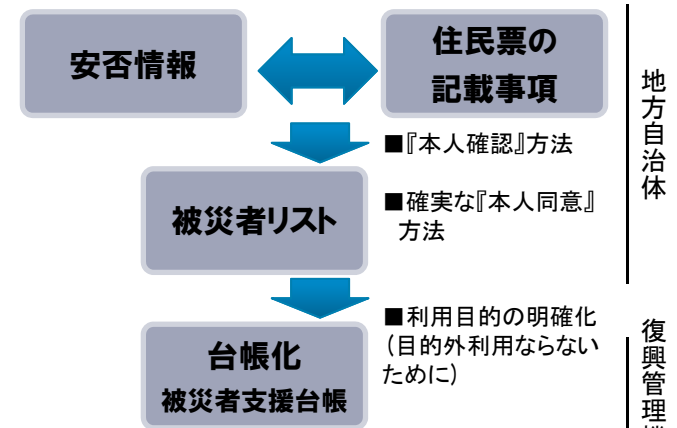
2. 対策案の論点

(1)被災者カードとICカード(住民基本台帳カードの改良)

- 被災者カードとしてICカード(住民基本台帳カードの改良)を活用することを想定します。
 - ①被災者カードとICカード(住民基本台帳カードの改良)の罹災証明等に関わる関係について
 - ②被災者カードの実装や発行方式について
(券面に被災者の情報を記載することが必要な場合に、カードの再発行をするか 等)
 - ③被災者カードの提示による幅広い支援サービスの提供について(被災者証明としての利用)

(2)被災者情報と住民票の記載事項

- 安否情報と住民票の記載事項を突き合わせた結果を避難者情報として台帳化(「被災者支援台帳」)し、利用範囲を限定した上で行政区域を越えた利用シーンを想定します。
 - ①「被災者支援台帳」の所管機関および、課税台帳など複数の台帳との利用目的に関わる整理
 - ②「被災者支援台帳」の内容は情報連携基盤を通じて照会可能とするか
 - ③行政機関により認められた被災者支援企業への情報開示可否とするか



「被災者支援台帳」による被災者情報の一元管理、「被災者カード」の提示により行政・民間にまたがる幅広い継続的な支援を実現

「被災者支援台帳」及び「被災者カード」の手続イメージ

安否確認

「被災者支援台帳」に安否確認情報を登録

- 避難所にて自治体の職員が被災者に対し**本人確認**(ヒアリング等)を実施し、安否情報等を取得 (①②)
- 同時に、情報の利用範囲に関わる**本人同意を確認**し、登録証(プラスチックカードなど)を発行する (③)
- 安否情報と住基台帳との突き合わせ確認を実施し、被災者情報をリストとして登録。**利用目的を限定して復興管理機関で台帳化(「被災者支援台帳」)**する (④⑤⑥)

罹災証明等

「被災者支援台帳」に罹災内容を追記、「被災者カード」を発行

- 被災者からの**罹災申請**、その他に申請に基づいて自治体が必要な審査を実施する (⑦)
- 審査通過した被災者に対して**被災者カード(住基4情報、「番号」、写真、罹災証明情報等)**を発行する (⑧)
(券面に表記する)
- 審査通過の場合は罹災内容を被災者リストに追記し、復興管理機関の被災者支援台帳を更新 (⑨)
- 復興管理機関では、必要に応じて被災者支援台帳の分析等を行い、救援、物資搬送等に活用する (⑩)

支援実施

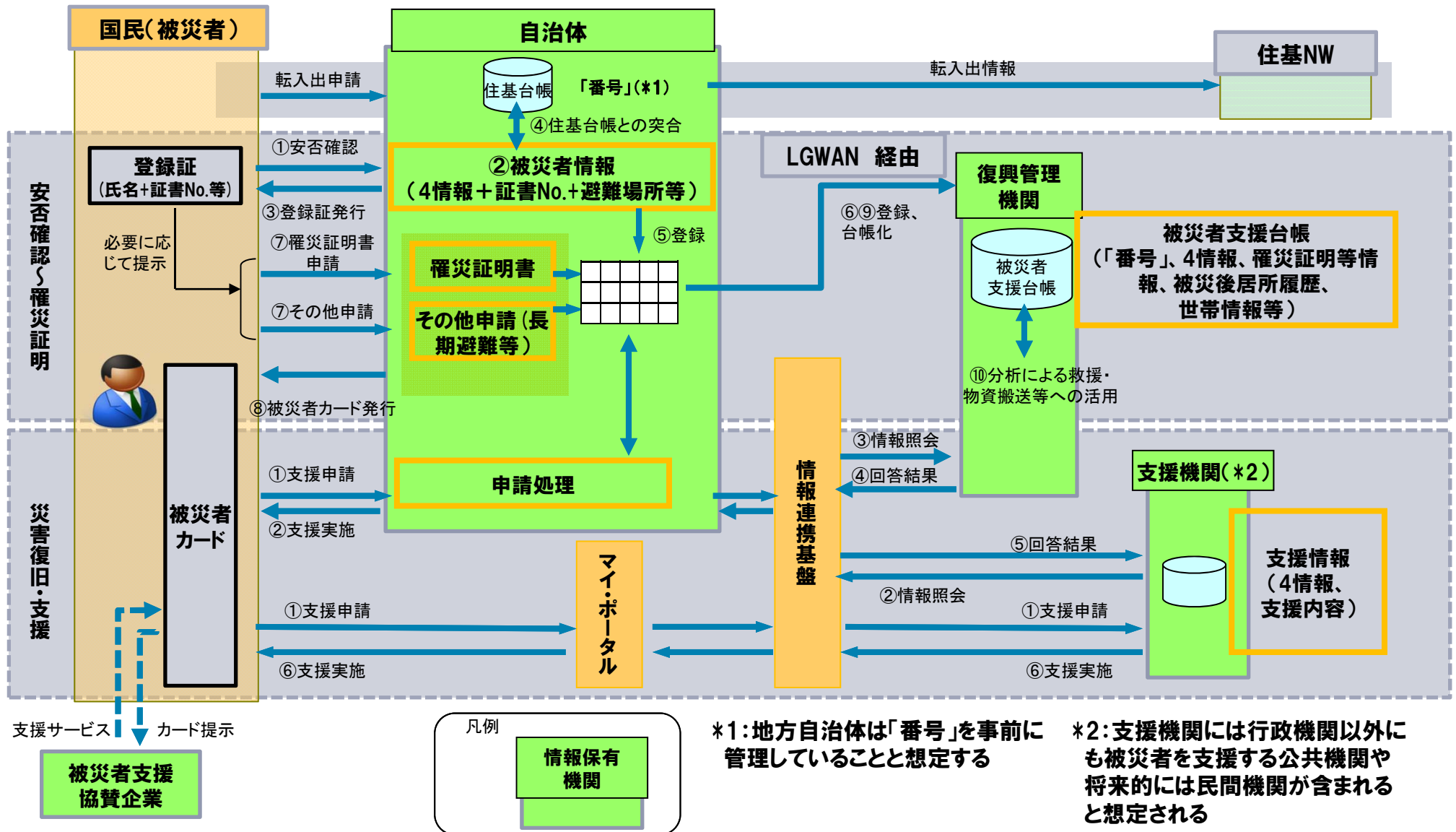
マイポータルへの支援申請や、「被災者カード」の提示等による支援実施

- 被災者は、官及び民による支援を受ける際、**マイポータルに申請したり被災者カードを提示**する (①)
- 官及び民の**支援者**は支援内容等を登録し、**罹災証明等の資格を確認**する必要がある場合には、情報連携基盤を通じて復興管理機関の**被災者支援台帳に問い合わせ**る。(②～⑤)
- 被災者は支援者から支援を受ける (⑥)

全体処理イメージ

以下のシステム構成で、各支援機関にまたがる、公的な被災者支援を実現します。

「被災者支援台帳」及び「被災者カード」の処理イメージ



税金、社会保険料の負担軽減措置における「申請」フロー例

